

# 「学びの教室」 通信

駒本小学校特別支援教室直通電話 3827-5575 (ファクシミリ兼用)

## 合理的配慮とインクルーシブ教育システム

2016年（平成28年）4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されました。

学校は、児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**過度の負担**にならない限り、**必要かつ合理的な配慮**を提供しなければなりません。昨年度同様、イラストを使って合理的配慮について簡単にまとめました。在籍学級の「個別の教育支援計画」作成のための面談などに向けて、ご確認ください。



※1 障害者差別解消法において、学校教育における合理的配慮とは、障害（発達特性）のある子どもが、平等に教育を受けるために、学校などがその状況に応じて提供する個別に必要なとされる支援や配慮のことを指します。当然のことですが、合理的配慮提供の検討にあたって、手帳の所持や診断の有無は関係ありません。なお、同法は、2021年（令和3年）6月に法律第56号により改正され、これまで民間企業等の事業者は「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、将来的に義務化されることとなりました。

※2 2013年（平成25年）に締結された「障害者の権利に関する条約」では、インクルーシブ教育システムの推進が提唱されています。条約では、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」とされており、文部科学省の報告でも、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。」とされています。文京区立の学校でも、「インクルーシブ教育システム構築のための研修会」を毎年度実施しています。

## <5月のコミュニケーションタイムの主な学習予定>

### 「サーキットトレーニング」

・身体を動かす様々な活動を通して、粗大運動や微細運動を向上させます。

学習指導要領「自立活動」 5・身体の動き

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

以上